

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

(教育課程)

【①-1】欧米水準の獣医学教育を実施するため、共同獣医学課程において、北海道大学、山口大学、鹿児島大学と連携し、臨床実習の充実等の教育カリキュラム改善を行うとともに、eラーニングコンテンツ共有システム・バーチャルスライドシステム等を利用した教育コンテンツを充実し、平成32年度に欧州獣医学教育認証を取得する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【①-1-1】平成29年度に実施する欧州獣医学教育確立協会の公式事前診断に向けて、自己評価書を確定するとともに、欧州教育認証取得のための必須条件を整備する。
- ・【①-1-2】獣医師として必要な基本スキルを修得するための技術や臨床症例等の動画コンテンツを増加させ、eラーニングコンテンツ共有システムで使用する自学自習教材をさらに充実するとともに、自主学習による学生の臨床スキルを向上させるため、独立したスキルスラボ(臨床技能実習室)を設置する。
- ・【①-1-3】夜間・救急診療を新たに開始するとともに、クリニカルローテーションの時間数を増加し、獣医学教育の実習方法や診療体制を改善する。

【①-2】学部学生の国際的視野を涵養するとともに卒後の社会実践力を育成するため、分野横断的な学際教育プログラムを平成30年度までに新たに3プログラム設置する。

- ・【①-2-1】学士課程において提供する3つの学際教育プログラムの基本構想を取りまとめ、各教育プログラムに必要となる科目群を設定する。

【①-3】職業人として生きるために必要な力を育成するため、畜産学部アドバンス制教育課程の基盤教育において、社会貢献・ボランティア活動のカリキュラム化、TOEIC等の外部試験の導入等を実施するとともに、北海道地区の国立大学との連携により構築した双方向遠隔授業システムを活用して多様な基盤教育科目を開設する。

- ・【①-3-1】学生のキャリアデザイン構築を目的とした「キャリア教育Ⅰ、Ⅱ」に社会貢献・ボランティア活動を導入するとともに、College TOEIC等の外部試験を2年次の学生に導入し、英語教育の成果を検証する。また、北海道地区国立大学間連携による基盤教育科目の充実に向けた協議を行う。

【①-4】学部及び大学院教育の国際通用力を向上させるため、コーネル大学、ウィスコンシン大学との学術交流協定に基づき、招聘外国人研究者による講義、海外教育プログラムの導入等を実施する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【①-4-1】コーネル大学(応用獣医学分野)、ウィスコンシン大学(畑作物分野)の外国人教員を招聘して専門分野の講義を実施するとともに、両大学で実施する教育プログラムの導入計画を策定する。

【①-5】国際安全衛生基準の認証取得・維持を実践できる人材を育成するため、大学院畜産学研究科畜産衛生学専攻において食品安全マネジメントシステム教育プログラムを実施し、平成30年度までに同専攻の50%以上の学生に専門家資格又は内部監査員資格を付与する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【①-5-1】大学院修士課程及び博士前期課程において「食品安全マネジメントシステム教育プログラム・スペシャリスト編」を実施し、履修者にHACCPシステム構築専門家資格を付与する。
- ・【①-5-2】大学院博士後期課程の学生を想定した「食品安全マネジメントシステム教育プログラム・シニアスペシャリスト編」を社会人に対して試行する。

【①-6】産業界等社会の要請に即した人材育成機能を強化するため、大学院畜産学研究科において企業の実務家教員等によるオーダーメイド型実務教育を推進し、同研究科所属学生が企業等との共同研究に基づく研究テーマを選択する比率を平成30年度までに全体の40%にする。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【①-6-1】学生の希望進路等を研究指導に反映させるとともに、大学院畜産学研究科修士課程・博士前期課程の平成28年度入学生のうち、企業等との共同研究・受託研究に基づく研究テーマを選択する比率を25%以上にする。

【①-7】企業等と学生の関係を深化させて就職へと円滑につなげるため、大学院生の希望職種に係るインターンシップの期間を2倍以上に長期化（2～4週間）するとともに、平成30年度までにインターンシップ経験者の割合を大学院修了生全体の30%以上にする。

- ・【①-7-1】大学院生のインターンシップ希望先等の調査を実施するとともに、2単位のインターンシップ対応科目を新たに開講し、インターンシップ経験者を増加させる。

【①-8】高度な専門性を持つ人材に必要な高い倫理観、社会性、コミュニケーション能力を育成するため、大学院畜産学研究科において、平成28年度に研究倫理教育、情報リテラシー教育を導入し、その理解度・満足度調査を毎年度実施して教育内容・方法を改善する。

- ・【①-8-1】大学院新入生に対する研究者倫理教育を行うとともに、研究科共通の授業科目において、情報に関する基礎的な知識・技能の修得を目的とした情報リテラシー教育を行う。また、学生に対する理解度調査を実施する。

（教育方法）

【②-1】学士課程における能動的学習（アクティブ・ラーニング）を推進するため、グループワーク、ディベート、ICTの活用等による双方向の授業を平成29年度までに実施するとともに、ファカルティ・ディベロップメント（FD）研修等により教員の授業内容に応じた双方向の授業を理解させる取組を推進し、双方向授業を取り入れた授業科目数を増加させる。

- ・【②-1-1】アクティブ・ラーニングの知識や実践に関する複数のFD研修を実施する。また、双方向授業科目数増加のために、教員への情報提供等による教育支援を強化する。

【②-2】学生の主体的な学びを促進するため、科目番号制（ナンバリング）及び履修系統図を充実するとともに、平成29年度までに学修ポートフォリオを導入し、学生自身が学習プロセスを認識して学んでいる実態を確認し教育指導に活用する。

- ・【②-2-1】学修ポートフォリオの教育指導における活用法・検証法等を策定して教学システム内に構築するとともに、共同獣医学課程の1年次学生を対象とする試験運用を開始する。

【②-3】国際化を推進するため、大学院畜産学研究科において、平成29年度までに全てのシラバスを英語化するとともに、平成31年度までに全ての授業科目を英語対応とする。

- ・【②-3-1】全ての大学院科目のシラバスを英語化し、インターネット上で公開する。

(成績評価)

【③】学生の学修成果を適切に測定・把握するため、平成29年度までにルーブリック等による成績評価方法を設定するとともに、学修行動調査、学修到達度調査（アセスメント・テスト）を実施する。

- ・【③-1-1】ルーブリックによる成績評価と学生へのフィードバックを基盤教育科目において実施するとともに、その効果や課題等の把握と現行の成績評価方法・基準の点検を行う。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(教職員の配置)

【④】国際通用力を持つ教育課程及び食の安全確保のための教育システムを構築するため、必要となる教職員及び実務家教員を雇用するための経費を学長裁量経費において確保し、欧米水準の獣医学教育、国際安全衛生基準の教育、獣医・農畜産融合の教育研究等の重点分野に配置する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【④-1-1】欧米水準の獣医学教育、国際安全衛生基準の教育、獣医・農畜産融合の教育研究等の重点分野の充実のため、学長のリーダーシップにより教職員を新たに4名以上配置する。
- ・【④-1-2】学長裁量による人件費枠を確保し、重点分野に配置する教職員の雇用財源とする。

(教育環境の整備)

【⑤-1】教育方法の改善を推進するため、平成31年度までに学生が主体的に学ぶためのICTを活用した学習支援システム及び双方向の授業を支援する設備を整備する。

- ・【⑤-1-1】ICTを活用した学習支援システム及び双方向の授業を支援する設備の整備計画を策定する。

【⑤-2】国際基準の教育環境を構築するため、平成31年度までに原虫病研究センター、動物・食品検査診断センター、畜産フィールド科学センター等において、国際安全衛生基準を取得する。

- ・【⑤-2-1】原虫病研究センター及び動物・食品検査診断センターのISO17025認定申請に必要な契約書作成、品質マネジメントシステム構築、外部精度管理試験を実施し、予備審査を受ける。
- ・【⑤-2-2】畜産フィールド科学センター乳製品工場のFSSC22000認証を維持するための内部監査、回収訓練等を実施する。また、搾乳施設等のISO22000認証取得のための体制を構築する。

(教育の質の向上)

【⑥-1】教育の内部質保証システムの安定的運用を実現するため、学長を本部長とする教育推進本部において、平成28年度にアセスメント・ポリシーを明確化し、それに基づく自己点検・評価によりPDCAサイクルを機能させる。

- ・【⑥-1-1】教育推進本部において、アセスメント・ポリシー（学修成果の評価方針）を策定し公表する。

【⑥-2】教育改革に関する基本的認識の共有及び教育方法に関する技術の向上を図るため、教職員に対するFD研修を実施し、教育改善の成果を学生の授業評価等により毎年度確認する。

- ・【⑥-2-1】大学教育センターのFD研修担当組織において、FDの年間計画を策定するとともに、研修会型FD、非研修会型FD等を実施し、研修成果を確認する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【⑦-1】外国人留学生の修学環境を充実するため、北海道地区の国立大学と連携し、遠隔授業システムを活用して入学前準備教育を実施する。

- ・【⑦-1-1】北海道内7国立大学法人で実施される留学生入学前準備教育プログラムについて、連携大学間における協力の下、実施時期の見直し、eラーニングコンテンツの増加等によりプログラムを充実する。

【⑦-2】障がいのある学生に対する支援を強化するため、障がい学生支援組織を平成28年度に設置し、教育支援室、学生相談室、保健管理センターとの連携により障がいの種類に応じた教育方法、機器・施設整備方策等を企画・実施する。

- ・【⑦-2-1】大学教育センターに障がい学生支援組織を設置し、障がい学生支援に関する研修と啓発のため、全学向けのFD・SD研修会を実施する。

【⑦-3】学生の自学・自習を支援するため、図書館等にアクティブ・ラーニング等を実施するための教育コンテンツ・設備を整備する。

- ・【⑦-3-1】大学教育センターと附属図書館が連携して、学生の自学・自習を支援するための環境整備プランを策定する。

【⑦-4】学生の就業力を向上させるため、平成29年度までに就職支援室と教育支援室の連携体制を担当教員の充実等により強化し、就職支援業務から得られる企業等のニーズ情報をキャリア教育、インターンシップに反映して実施する。

- ・【⑦-4-1】大学教育センターの就職支援室と教育支援室の連携方針に基づき、企業等のニーズ情報を反映させた「キャリア教育Ⅱ」及び「インターンシップ」のシラバスを策定する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【⑧】 アドミッション・ポリシーで求める学生を適切に選抜するため、多元的評価を重視した入学者選抜方法を検討し、平成30年度に大学入試センター試験を活用して新たな入学者選抜方法を導入するとともに、当該入学者選抜方法の評価・改善を実施する。

- ・【⑧-1-1】大学入試センター試験を活用した新たな入学者選抜方法を検討・策定し公表する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(研究水準、共同利用・共同研究体制)

【⑨-1】 獣医・農畜産分野の世界レベルの研究実績による国際研究協力を強化するため、グローバルアグロメディシン研究センターにおいて、コーネル大学、ウィスコンシン大学から研究者を招聘して獣医・農畜産融合の国際共同研究を推進し、大学全体の学術論文の国際共著率を年平均40%以上にする。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・ 【⑨-1-1】 コーネル大学(応用獣医学分野)及びウィスコンシン大学(畑作物分野)の国際共同研究を7件以上実施し、大学全体の学術論文の国際共著率を38%以上にする。

【⑨-2】 原虫病研究センターの共同利用・共同研究体制を充実するため、グローバルアグロメディシン研究センターの国際共同研究に参画して原虫病研究を推進するとともに、研究推進本部による研究活動の点検・評価を実施する。また、原虫病研究センターが保有する研究成果有体物の情報公開を充実するため、対象有体物を増加させ同センターのホームページに掲載するとともに、他機関を通じた情報発信を行う。

- ・ 【⑨-2-1】 研究成果有体物管理システムを導入する事で原虫病研究センターの研究成果有体物の共同利用を推進するとともに、OIE等の関連機関が開催するセミナーへの参加・共催等により、世界に向けた情報発信を行う。

(成果の社会還元)

【⑩】 農業関連企業・団体、公的試験研究機関等の要請に基づく研究を推進するため、地域連携推進センターのインキュベーションオフィスに入居する企業数を平成30年度までに10社に増加するとともに、共同研究及び受託研究を充実し、大学全体の実施件数を年平均130件以上にする。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・ 【⑩-1-1】 地域連携推進センターのインキュベーションオフィスへの入居企業を新たに2社以上増加させる。
- ・ 【⑩-1-2】 大学全体の共同研究及び受託研究の実施件数を増加させる。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

(研究者の配置)

【⑪-1】 世界の食、農畜産、公衆衛生の課題解決に貢献するため、グローバルアグロメディシン研究センターにコーネル大学、ウィスコンシン大学等から外国人研究者を招聘するとともに、国際共同研究担当の教員を配置する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・ 【⑪-1-1】 コーネル大学(応用獣医学分野)及びウィスコンシン大学(畑作物分野)の外国人研究者を8名以上招聘するとともに、グローバルアグロメディシン研究センターの国際共同研究担当教員を4名以上増員する。

【⑪-2】 若手研究者の活躍機会を増やすため、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員のうち40歳未満の若手教員の採用比率を年平均60%以上にする。

- ・【⑪-2-1】若手教員の積極的な採用に努め、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員のうち、40歳未満の若手教員を6名以上採用する。

【⑪-3】女性研究者の活躍機会を増やすため、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員のうち女性教員の比率を15%以上にする。

- ・【⑪-3-1】女性教員の積極的な採用に努め、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員のうち、女性教員の比率を平成29年4月1日時点で12%以上にする。

(研究環境の整備)

【⑫-1】先端的な研究環境を構築するため、研究設備及び学術情報基盤の新規導入・更新を行うとともに、共通機器サポート推進室において研究設備の共同利用を一括管理し、当該設備の利用頻度を増加させる。

- ・【⑫-1-1】共通機器サポート推進室において、共通機器室内の機器を充実させ、利用者の利便性向上に努める。

【⑫-2】若手研究者に活躍の機会を提供するため、大学独自のテニュアトラック制度を平成29年度までに整備するとともに、若手研究者の研究環境を整備するための経費を確保して配分する。

- ・【⑫-2-1】若手研究者に活躍の機会を提供するため、大学独自のテニュアトラック制度を整備する。
- ・【⑫-2-2】新たに採用する若手研究者に対して学長裁量経費によるスタートアップ経費を配分する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【⑬-1】獣医・農畜産分野の職業現場におけるリーダーとして組織を牽引できる人材を育成するため、既存の社会人学び直し事業について受講者のアンケート結果に基づき講習内容を改善するとともに、新規事業を実施する。

- ・【⑬-1-1】「フードバレーとかち人材育成事業」において、農畜産業生産者を対象とする新たな人材育成コースのカリキュラム開発を行う。
- ・【⑬-1-2】「生産獣医療技術研修」及び「牛人工授精師技術研修」の受講者へのアンケート結果に基づく研修プログラムの評価を行う。

【⑬-2】大学の高度な専門技術を地域に還元するため、畜産フィールド科学センター、動物医療センター、動物・食品検査診断センター等において、各種検査・治療等を地域住民及び関係機関に提供する。

- ・【⑬-2-1】獣医師・家畜人工授精師等を対象としたリカレント教育を行うとともに、食育や生産現場の情報を広く地域に発信する。
- ・【⑬-2-2】動物の24時間診療・救急診療体制を地域関係団体等と協議して構築する。
- ・【⑬-2-3】地域における産業動物の多発疾患及び難治疾患の診断・治療・予防法の研究開発を推進し、研究成果を関係機関に発信する。
- ・【⑬-2-4】動物・食品検査診断センターにおいて、地域の動物の検体検査及び地域で生産される食品の安全性検査を有償で実施し、地域の動物衛生及び食品衛生に貢献する。
- ・【⑬-2-5】HACCP等食品衛生分野に関する高大連携事業を新たに実施する。

【⑬-3】賑わいのある地域づくりに貢献するため、地方公共団体等との共同運営、経費分担等の連携により、学生主体の地域創生事業の実施件数を増加させる。

- ・【⑬-3-1】地方公共団体等と連携して、学生主体のまちなか活性化事業、障がい者支援事業等を推進し、地域創成事業の実施件数を増加させる。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【⑭-1】獣医・農畜産分野の国際水準の教育研究を展開するため、世界トップクラス大学との連携事業等を推進し、グローバルアグロメディシン研究センターにおいて国際共同研究を担当する教員数を30人以上にするとともに、世界トップクラス大学が実施する教育プログラムに学生を派遣する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【⑭-1-1】グローバルアグロメディシン研究センターにおいて世界トップクラス大学との国際共同研究を担当する教員数を18名以上にする。
- ・【⑭-1-2】コーネル大学が実施する「獣医魚病学教育プログラム」に大学院生を派遣する。さらに、学生派遣が可能な教育プログラムについてコーネル大学及びウィスコンシン大学と協議する。

【⑭-2】世界の動物衛生の向上に資するため、原虫病研究センターにおいて、国際獣疫事務局（OIE）のコラボレーティングセンター及びリファレンスラボラトリーとしての認定を維持し、家畜感染症に関する世界各国の専門家に対して研究成果、診断試薬、診断技術等を提供する。

- ・【⑭-2-1】OIE コラボレーティングセンター及びリファレンスラボラトリーの診断検査室と検査体制を国際基準を満たすように整備し、関連機関や専門家の要請に応じて確定診断技術の提供、研究成果の公表を行う。

【⑭-3】開発途上国に対する技術協力を推進するとともに、国際協力に資する人材を育成するため、国際協力機構（JICA）との連携事業を毎年度継続して実施するとともに、海外拠点を新たに2ヵ所設置する。

- ・【⑭-3-1】南米パラグアイ共和国に大学の教育研究拠点を設置する。
- ・【⑭-3-2】パラグアイ草の根技術協力事業（第2フェーズ）を新たに実施するとともに、モンゴル地球規模課題対応国際科学技術協力事業（SATREPS）等の国際協力機構（JICA）との連携事業を継続して実施する。

【⑭-4】海外留学希望者及び外国人留学生に対する支援体制を強化するため、イングリッシュ・リソース・センターにおける英語学習支援を増強するとともに、留学希望者に対する経済的援助の対象人数の増等、留学交流を推進するための取組を実施する。

- ・【⑭-4-1】イングリッシュ・リソース・センター（ERC）の学生に対する英語教育・学習支援について、「トラベルログ（海外派遣経験者による講演）」等の実施により強化するとともに、留学希望者に対する提供情報を増加させる。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

（ガバナンス機能）

【⑮-1】学長のリーダーシップに基づく運営体制を強化するため、第2期中期目標期間中に整備した運営体制（本部体制、学長補佐体制等）の点検・見直しを恒

常的に実施するとともに、大学情報データベースの機能改善、情報収集・分析能力向上のための研修等を行い、大学情報分析室において提供する情報量を増加させ、大学のインスティテューショナル・リサーチ（IR）機能を強化する。

- ・【⑮-1-1】大学の運営体制（本部体制、学長補佐体制等）を点検し、改善する。
- ・【⑮-1-2】大学情報分析室において大学情報に関するファクトブック、データカタログを作成する。また、学内外の研修等を通じて、IRの意義・重要性について学内教職員に周知徹底し、情報収集の効率化促進や、担当教職員の分析能力向上を図る。

【⑮-2】社会や地域のニーズを法人運営に的確に反映させるため、様々な外部有識者の意見を聞く機会を平成28年度に設け、当該意見の内容及びその対応状況を毎年度公表する。

- ・【⑮-2-1】地域及び企業等の外部有識者の意見を聴く機会（地域懇談会）を設け、当該意見を大学運営に反映させるとともに、その対応状況を公表する。

【⑮-3】監事の監査業務を支援し、監査結果を業務運営に適切に反映するため、平成28年度に教職員で構成する監事支援組織を設置し、監事の重点監査事項の増加等により、監査機能を強化する。

- ・【⑮-3-1】教学面においても監事の監査業務を支援し、監査結果を業務運営に適切に反映するため、監査室に新たに教員を配置する。

【⑮-4】大学運營業務において女性の活躍機会を増やすため、役員に女性1名以上登用するとともに、管理職員の女性比率を10%以上にする。

- ・【⑮-4-1】役員に女性を1名登用するとともに、女性職員に対するキャリアアップのための研修を実施する。

（戦略的な資源配分）

【⑯-1】大学の機能強化に資する優秀な人材を確保するため、年俸制、混合給与等人事・給与制度の弾力化を推進し、平成31年度までに全ての教員の給与を業績評価に基づく年俸制給与とする。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【⑯-1-1】大学の機能強化に資する優秀な人材を確保するため、混合給与制度を整備する。
- ・【⑯-1-2】年俸制適用教員の業績評価とその結果の給与への反映を適切に行うとともに、年俸制適用教員の割合を98%以上にする。

【⑯-2】学長のビジョンを実現し大学の機能強化を推進するため、学長裁量経費を平成31年度までに運営費交付金対象支出予算の25%以上にする。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【⑯-2-1】学長裁量経費を運営費交付金対象支出予算の20%以上にする。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【⑰-1】大学院畜産学研究科において農畜産の幅広い知識と専門性を体得させるため、修士課程3専攻（畜産生命科学、食品科学、資源環境農学）及び博士前期課程（畜産衛生学専攻）のカリキュラム改編を平成28年度から実施し、自己点検・評価により教育科目、教育方法等を改善する。

- ・【⑰-1-1】大学院畜産学研究科において、獣医学分野と農畜産学分野の融合領域に関する共通必修講義科目、HACCP構築専門家資格の選択講義科目、インターンシップ関連の選択演習科目、6次産業化に関する選択講義科目等を設置し

た新たなカリキュラムを実施する。

【⑰-2】 獣医学及び農畜産学に関する高度な知識と研究能力を基礎として、「農場から食卓まで」に至る諸課題を国際的視野に基づき解決できる専門家を養成するため、平成31年度までに大学院畜産学研究科の博士課程を再編する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 【⑰-2-1】 獣医学と農畜産学分野を融合した実学重視の大学院教育を実現するため、畜産学研究科修士課程及び博士課程の教育ポリシー及び再編計画を策定し、平成30年4月の開始に向けた設置申請を行う。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【⑱-1】 効率的・合理的な大学運営事務を行うため、北海道地区の国立大学と連携した共同事務処理を継続するとともに、新たな共同事務処理を提案する。

- ・ 【⑱-1-1】 北海道内の国立大学法人等との共同調達を実施するとともに、新たな共同事務処理の開始に向けた協議を行う。

【⑱-2】 事務職員の適切な人事評価と専門能力の向上を図るため、平成28年度に人事評価項目を見直すとともに、職員からの意見聴取や効果の検証等によりテーマや実施方法等を見直してスタッフ・ディベロップメント（SD）研修を充実させるほか、他機関との人事交流、企業等他職種からの人材登用等を実施する。

- ・ 【⑱-2-1】 事務職員の適切な人事評価と専門能力の向上を図るため人事評価項目を見直し、平成29年度から適用するとともに、制度の理解を促すため人事評価研修を行う。
- ・ 【⑱-2-2】 SD研修を5回以上実施するとともに、研修受講者へのアンケート結果等を平成29年度以後の研修に反映させる。
- ・ 【⑱-2-3】 事務職員の他機関との人事交流を計画的に行うとともに、大学の機能強化方針に基づく事務職員を採用する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【⑲-1】 大学の教育研究成果を広く社会に還元することを通じて当該業務の向上に資する財源を確保するため、畜産フィールド科学センターにおける製品製造業務、動物医療センター及び動物・食品検査診断センターにおける診療・検査診断業務の効率化に向けた関連機器の整備により、収入増を目指した業務改善等を実施する。

- ・ 【⑲-1-1】 畜産フィールド科学センターにおいて、搾乳施設等の改修を実施するとともに製造手順等を見直し、業務改善を実施する。
- ・ 【⑲-1-2】 動物・食品検査診断センターにおいて、北海道庁、十勝農業協同組合連合会等と協力して「牛ウイルス性下痢症撲滅プログラム」による検体検査を実施し、収入増を図る。
- ・ 【⑲-1-3】 動物医療センターが平成27年度に更新した電子カルテシステム等により診療料金体系について分析し、診療内容・料金等を見直して収入増を図る。
- ・ 【⑲-1-4】 産業動物臨床施設機能及び担当教職員の充実により産業動物診療科の高度診療体制を整備し、増収方策を検討する。

【⑲-2】競争的資金の獲得を推進するため、申請・採択実績を教員の業績として評価するとともに年俸制のインセンティブ額の付与等により、教員1人あたり年平均1件以上の競争的資金への申請を行う。

- ・【⑲-2-1】競争的資金の採択実績を多元的業績評価で評価するとともに、年俸制給与の教員にはインセンティブ額に反映する。また、競争的資金の申請実績の業績評価方法について検討し、導入する。
- ・【⑲-2-2】教員1人あたり年平均1件以上の競争的資金への申請を推進するため、各教員の競争的資金への申請実績が大学からの基盤的予算配分額と連動する体制を構築する。

【⑲-3】利息等による収益増を図るため、収支予測により策定する資金計画に基づき資金を安全確実に運用するとともに、貸付対象財産を拡充する。

- ・【⑲-3-1】利息による収益増を図るために、収支予測の手法の見直し等を実施し、余裕資金の運用を安全確実に実施する。
- ・【⑲-3-2】収益増を図るため、貸付財産の拡充及び既存施設の使用料金の見直しを行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【⑳-1】事務処理の効率化・合理化により経費を抑制するため、北海道地区の国立大学等との共同調達の商品目を増加させるとともに、アウトソーシングを実施する。

- ・【⑳-1-1】北海道内の国立大学法人等との共同調達を実施し、経費削減を図る。
- ・【⑳-1-2】事務処理の効率化・合理化のため、業務のアウトソーシングの拡大について調査検討を行う。

【⑳-2】光熱水費等の経費を抑制するため、平成28年度にエネルギー削減計画を策定し、継続的な省エネパトロールによる節電などエネルギーの効率的な利用管理対策、省エネルギー型設備の導入等を実施する。

- ・【⑳-2-1】経費を抑制するため、光熱水費の前期実績を詳細に分析し、目標値を設定したエネルギー削減計画を策定するとともに、同計画に基づく省エネルギー対策を実施する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【㉑】教育研究活動の進展に応じて土地、施設等の資産を有効に活用するため、隔年毎に施設管理部門による稼働率を視点とした利用状況点検及び教育研究部門による効率的利用を視点とした自己点検を行い、必要な維持管理及び予防的な保守・点検を実施するとともに、学内外の共同利用や売却等を含めた資産の活用方法の見直しを行う。

- ・【㉑-1-1】施設の利用状況点検や施設使用者による自己点検を実施するとともに、新たな資産活用方法について検討する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【⑳-1】自己点検・評価システムを充実するため、教育推進本部、研究推進本部、国際化推進本部及び大学情報分析室を中心とした点検・評価体制及び活動状況を毎年検証し、改善する。

- ・【⑳-1-1】各推進本部等において第2期中期目標期間の教育研究活動の自己点検・評価を実施するとともに、点検・評価の方法等について検証する。
- ・【⑳-1-2】獣医・農畜産分野の発表論文数からその水準の分析を行い、研究力の活性化状況の推移を監視する体制を構築する。

【㉑-2】自己点検・評価に必要となる大学情報の収集・分析力を高めるため、大学情報分析室の業務に必要な機器・ソフトウェアの導入、担当教職員の増員等を行う。

- ・【㉑-2-1】他機関のIRシステムや運営体制等を調査するとともに、大学情報分析室の機能強化プランを策定する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【㉒】大学の活動情報をわかりやすい形で情報利用者に提供するため、広報担当部署において大学ポータル等多様な媒体を通じた情報提供を行うとともに、公開・発信の方法及び内容の点検・改善を行う。

- ・【㉒-1-1】大学ポータルにおける提供情報を適切に更新するとともに、ホームページにおいてファクトブックを活用した情報発信や英語版研究者紹介を充実させる。
- ・【㉒-1-2】広報研修の開催や他機関主催の研修参加により、広報担当者のスキルアップを図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【㉔】国際水準の教育研究環境の充実及び地域・環境に配慮した施設の整備、活用を図るため、平成29年度までにキャンパスマスタープランを改訂し、既存施設の有効活用、施設の長寿命化を含めた施設整備を推進する。

- ・【㉔-1-1】キャンパスマスタープランの改訂に向けて検討部会を設置するとともに、施設の有効活用、長寿命化を推進する施設整備を実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【㉕-1】安全管理知識の習得と危機管理意識の向上を図るため、安全管理に関する規程、マニュアル等の点検・充実を不断に行うとともに、外国人対応の英語版安全マニュアルを整備する。また、各種研修、防災・災害時訓練及び安全点検を定期的実施し、教職員及び学生に適切な安全管理を徹底する。

- ・【㉕-1-1】安全管理に関する規程、マニュアル等について内容の点検・充実を行うとともに、外国人対応の英語版マニュアル等整備計画を策定し、当該計画に基づき整備する。
- ・【㉕-1-2】防災訓練及び安全衛生点検を定期的実施するとともに、病原体や作業機械の取扱いなど危険を伴う業務の教育研修を実施し、安全管理を徹底する。

【㉕-2】 様々なリスクに迅速に対応するため、明確な役割分担に基づく防災体制を構築し、交通、防災を含めた安全点検を毎年実施するとともに、点検に基づく必要なキャンパス整備を実施する。

- ・ 【㉕-2-1】 屋外環境の安全点検を実施し、様々な危険要因を明確にしたキャンパスハザードマップを作成する。また、ハザードマップに基づくキャンパス整備を計画的に実施する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【㉖-1】 研究における不正行為及び研究費の不正使用を未然に防止するため、文部科学省のガイドラインに基づき管理責任を明確に定めた管理体制を構築するとともに、倫理教育等を全ての研究者を対象として実施し、受講しない者には競争的資金の申請及び使用を認めないこととするなど、不正防止計画に基づき不正防止対策を計画的に実施する。

- ・ 【㉖-1-1】 平成 28 年度不正防止計画に基づき、全ての研究者に誓約書提出と倫理教育受講を義務付けるとともに、研修会、書面調査を実施するなどの不正防止対策を計画的に実施する。

【㉖-2】 教職員のコンプライアンス意識の向上を図るため、法令等の新規制定や一部改正の情報を速やかに周知するとともに、全教職員を対象とする研修会を計画的に実施する。

- ・ 【㉖-2-1】 大学の業務に係る法令等の新規制定や一部改正に対し、学内規則等の整備を速やかに行い、周知徹底を図る。
- ・ 【㉖-2-2】 教職員のコンプライアンス意識の向上を目的とした研修会を計画的に実施する。

【㉖-3】 情報セキュリティを強化するため、情報基盤の整備に努めるとともに、教職員及び学生に対するセキュリティ研修会を計画的に実施する。

- ・ 【㉖-3-1】 第 3 期中期目標期間における情報基盤整備計画を策定し、情報セキュリティ強化のため情報基盤を計画的に整備する。
- ・ 【㉖-3-2】 情報セキュリティの意識向上を図るため、教職員及び学生を対象にセキュリティ研修会を実施する。

Ⅶ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

672,556千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

該当なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・ ライフライン再生（電気設備等） ・ 小規模改修	総額 117	施設整備費補助金（93） (独)大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金（24）

(注1) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

(注2) 小規模改修については、平成27年度同額として試算している。
なお、各事業年度の(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金については、事業の伸展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

大学の機能強化及び獣医・農畜産分野の国際水準の教育研究を推進する優秀な人材を確保するため、以下の方策を講ずる。

- ・ 年俸制適用教員の拡大や混合給与制度の整備による人事・給与制度の弾力化を推進する。
- ・ 若手教員及び女性教員を積極的に採用する。
- ・ 教職員にFD及びSDを計画的に実施し、専門能力の向上を図る。

(参考1) 平成28年度の常勤職員数 186人

また、任期付き職員数の見込みを43人とする。

(参考2) 平成28年度の人件費総額見込み 2,195百万円

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,865
施設整備費補助金	93
補助金等収入	109
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	24
自己収入	1,025
授業料、入学金及び検定料収入	728
雑収入	297
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	433
計	4,551
支出	
業務費	3,878
教育研究経費	3,878
施設整備費	117
補助金等	109
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	433
長期借入金償還金	13
計	4,551

[人件費の見積り]

期間中総額 2,195 百万円を支出する (退職手当は除く)。

(注) 「長期借入金償還金」については、償還計画に基づく所要額を計上している。

2. 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	4,615
業務費	3,940
教育研究経費	1,008
受託研究費等	331
役員人件費	59
教員人件費	1,759
職員人件費	781
一般管理費	327
財務費用	5
減価償却費	341
収益の部	
經常収益	4,616
運営費交付金収益	2,810
授業料収益	519
入学金収益	92
検定料収益	17
受託研究等収益	331
補助金等収益	109
寄附金収益	97
施設費収益	11
財務収益	0
雑益	296
資産見返運営費交付金等戻入	121
資産見返補助金等戻入	177
資産見返寄附金戻入	30
資産見返物品受贈額戻入	0
純利益	0
総利益	0

3. 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5,105
業務活動による支出	4,207
投資活動による支出	276
財務活動による支出	67
翌年度への繰越金	554
資金収入	5,105
業務活動による収入	4,432
運営費交付金による収入	2,865
授業料、入学金及び検定料による収入	728
受託研究等収入	331
補助金等収入	109
寄附金収入	102
その他の収入	296
投資活動による収入	118
施設費による収入	117
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	555

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

畜産学部	共同獣医学課程 200 人 獣医学課程 40 人 （うち獣医師養成に係る分野 240 人） 畜産科学課程 860 人 （うち3年次編入 20 人）
畜産学研究科	畜産生命科学専攻 36 名（うち修士課程 36 名） 食品科学専攻 20 名（うち修士課程 20 名） 資源環境農学専攻 26 名（うち修士課程 26 名） 畜産衛生学専攻 51 人 （うち修士課程 30 人 博士課程 21 人）
別科	草地畜産専修 60 人